

# 訴 状

2012年3月16日

八王子簡易裁判所 御中

## 送達場所

〒192-0051 東京都八王子市元本郷町3-28-6 荻原荘 208

携帯電話 080-4320-1048 Fax 042-634-9960

原告 白子民彦

## 送達場所

〒146-0082 東京都大田区池上4-26-9

携帯電話 080-5078-3445 Fax033-755-9143

被告 北詰敦司

## 慰謝料請求事件

訴訟物の価格 60万円

貼用印紙額 6千円

予納郵券 6400円

## 請求の趣旨

- 1 被告は原告に対し、金60万円及び、これに対する平成24年3月15日から支払済みで、年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。との判決ならびに仮執行宣言を求めらる。

## 請求の原因

### 当事者

- イ 原告は、虚偽告訴・捏造刑事・公判調書に基づく、偽装刑事裁判から懲役刑を科せられた、この事実を社会告発すべく法曹犯罪糾弾活動を行っている、再審請求事件でなく、非判決の冤罪事件とした**非常上告**準備中の冤罪被害者である。
- ロ 被告は、過去の民事・刑事裁判の”不満”を長年に亘り、2ch等のネット上で喧伝司法被害者組織なる創設と破壊を繰り返して、批判者には容赦なき誹謗中傷を浴びせる常軌を逸した言動に、多くの非難と被害者が作出されている。

## 1 事件の経緯・情実

2006年3月、「司法の崩壊」とした自己の刑事弾圧事件を社会告発すべく、HPを立ち上げた。

ネット上では多くの裁判司法問題が提起されて、組織化された運動団体も多い。この中には、法曹界の改革を目指す会・野武士なる団体があり、この主唱者が被告・北詰敦司であった、しかしその行動は会員を募り次々と除籍処分にして、女性会員にはストーカー行為までする怪しげな被告に加えて、活動実態や主旨そのものに如何わしさを感じていた。

この野武士会なる組織は早晩に消滅して、被告はこの元会員の名を挙げて、刑事告訴準備中などとネット公開している、被告の刑事告訴とは総て名誉毀損罪容疑が定番の狂騒沙汰を繰り返している。

その後被告は元女性会員への暴行で起訴され、原審は十数回の公判で有罪しかし控訴審では逆転無罪となった、しかも被告は一、二審の国選弁護人を忌避したり、逆転勝訴判決に導いた国選に対しても、現在尚に罵倒・憎悪をしている。この逆転無罪判決は全く報道されず不審に思い、始めて被告の全hpを閲覧してこの疑問を探した。

2009年秋頃、ある離婚事件の女性ブログ主が、訴訟問題の相談に被告・北詰と逢うとの記事が目にとまり、「北詰に接触すれば必ず後悔することになる」進言の投稿をした。

事実この危惧は現実のものとなり、このときから現在まで三年も、被告の執拗・苛烈な誹謗中傷に悩まされ、刑事告訴の脅しが続いている。 甲第 号証

また原発問題のプロ主の女性は、被告の常軌を逸したブログ妨害から、ブログ閉鎖する被害をうけ、この女性も名誉毀損容疑で被告から刑事告訴されている。

甲第 号証

被告は司法改革・権力犯罪糾弾を声高に叫び乍、己の逆転無罪判決の判決内容は隠して伝えない、逆転無罪判決書は、偽装刑事裁判の実態を究明する上で貴重な共有の財産であり、被告の原審判決は公判調書捏造の疑いがある。

そこで2011年9月、厭わしき被告であるが、刑事判決書の閲覧を要請した。

折り返し被告は、高アクセスの原告HPに、判決書不交付の事実を記事掲載を願う依頼をしてきた。

高裁の判決書を当方は本当に読んでいないのです。

それは、裁判所での言度を聴いておりました！

裁判体が、まだ、負け惜しみを言(記載している)っている為です！！

抗議に裁判所へいきましたよ！

しかし！「無罪に不服があるのですか？」と！！

切り返されましたがね！！

従いまして、この件はしばらく待って下さい。

しかし、当方のホームページ等へのリンク・記事としての取り上げはよろしく願います。

刑事判決書の交付には、民事と違い交付申請と謄写代を必要とする、従って被告の適正な交付申請にも関わらず、判決書交付を拒否する東京高裁の違法行為を告発する記事「逆転無罪の判決全文を交付しない東京高裁」HPに掲載した。被告は判決書の主文以外は交付されず、判決理由も解らないという、しかし頁付けがされており、これを追及したところ返答に窮して、被告は罵倒する投稿をした。

雑魚やろーが！  
告訴するぞ！！  
お前の手法で勝てる訳が無いだろうが！！  
まともに！ 責める事だ！！  
裁判とは相手の“のど仏”をやるのだよ！  
最早！お前などを、盛り上げる為に！ 当方を“いじらす”段階ではないのだ！  
判るか？  
当方に対する誹謗中傷を削除する様に！！これ等は「名誉毀損」・「信用毀損及び業務妨害」等である！！  
削除しなければ刑事告訴に踏み切る！！  
そして！  
以後！！ 当方に絡むな！！  
お前では当方を利用する事は不可能だ！  
当方を利用するには！！  
お前は“あまりに”も、デタラメ過ぎる！！

甲第 号証

## 2 不法行為としての 偽計業務妨害・プライバシー権侵害・名誉毀損

### 1 偽計業務妨害・信義則違反

被告は、原告 HP の信用毀損を目的として、虚偽事実を掲載させる策謀を謀った。しかし早期にこの詭計に気付いて削除したものの、この掲示から原告の開陳として閲覧者には誤解される憂き目に遭った。被告の偽計した記事のネット掲載から、原告 HP の毀損・業務妨害の被害を受けた。原告は被告の主張を信用して掲載、しかし被告はこの信頼を裏切った、これは明確に信義則にも反する不法行為である。

甲第 号証

### 2 プライバシー権の侵害

#### (イ) 実名公表

原告はネット上では匿名性を通して、事件そのものを伝えるのには実名は必要なく、原告 HP では氏名などは公開していない。氏名は人権人格である、これを被告は誹謗中傷目的として、原告の実名を執拗にネット公開する嫌がらせを繰り返している。

甲第 号証

本人の許諾なく本名を公表する事は、プライバシーの侵害行為であり、私生活をみだりに公開されないという、法的保障ないし権利侵害は不法行為が成立する。民法の不法プライバシー侵害の成立要件として、「人がみだりに公開されることを欲せず、それが公開されると精神的苦痛を与える性質の私生活上の事実が記述されている場合は・・・プライバシーを侵害するものと解すべき」とした。プライバシー侵害が認められた場合の効果として、被害者は損害賠償を請求することができる(民法 709 条)。

被告は、HP やネット上でも氏名・住所の公開をして匿名性はない、また被告自らも売名行為を公言している。

”北詰淳司の「名前を売る。」事が勝負でしょうが！ “最終的には映画化をのぞむ”のです。当然に！ 本も出しますよ！

甲第 号証

#### (ロ) 思想信条の侵害

被告は過去より公党を誹謗中傷する軽挙妄動を行っているが、あろうことに原告がこの党员であると捜査機関に通報したのである。

被告は、表向き警察・検察権力を弾劾しているが、その内実は個人情報を探る防諜行為をしており、この被害者の一人である訴外・大高正二氏は、転び公妨容疑で刑事法廷に繋がれている、東京高裁の番犬・北詰敦司と呼ばれる所以である

suihanmuzai (告訴状に朱印を押した、正式書類は提出前であるが、書類一式は警察も保持している。)は共産党を支持している者で在る旨は言っておる！

甲第 号証

思想弾圧する被告の目的とするところ、原告が連帯する司法糾弾運動を分断・妨害を意図した赦し難い破壊工作と思料する。

原告は党员でないが、被告はこのガセ情報を「燃やせ殺せ恐喝詐欺事件」の犯人坪井隆作から教唆された、被告と坪井の共謀した違法行為を証明すべく、原告が図った罠に嵌った。

甲第 号証

被告は、ネット個人利用者に要求される水準の事実確認を行わずに、事実であるが如き内容の発信をしており、明確に名誉毀損罪が成立する。

思想信条の自由を侵す人権侵害行為を行ったことは、**公の秩序善良の風俗に違反する不法行為である。**

### 3 名誉毀損

被告はネット上で告訴事実も示さず、原告を刑事告訴したと流布喧伝する、あたかも原告が犯罪行為をしたが如く、実名を挙げてネット公表をしている。

甲第 号証

被告は過去に2回の刑事裁判と民事裁判を体験している、この元刑事被告人は当然として、刑事訴追を満たす要件の厳格さを熟知している。

名誉毀損で有罪など極々に稀である、因みに原告は名誉毀損罪で実刑判決を科せられ、控訴するも偽装裁判・虚偽告訴から服役を誣いられた。

被告の犯罪性ある習癖として、誰彼構わず名誉毀損で告訴すると脅迫する、告訴が非処分・不起訴となれば、告訴事実が開示されない、名誉毀損を民事提訴でなく、刑事告訴する狡さは、公権力を笠にした嫌がらせ脅迫にある。

刑事告訴した事実のみを、街宣・ネット上で騒ぐヤクザの手口である、こんな卑劣漢・被告を看過すべきでなく、社会安全上からも弾劾すべきである。

被告の誹謗中傷に対して、反論することは容易であるが、言葉汚く罵られることから反論することによりかえって火に油を注ぎ、結果的に損害が拡大する危険性があり、実質的には反論が困難、あるいは不適切な展開となる。

さらに、反論したからといって低下してしまった社会的評価が回復するとも限らない。被告の反論とは罵詈雑言であり、言論として到底に許容されることになるものではない、名誉毀損の成立を認めた東京高等裁判所の裁判例もある。

甲第 号証

### 3 損害

#### (1) 偽計業務妨害・信義則違反

被告の詭計業務妨害により、原告が訂正するまでの一時的であるが、裁判所が逆転無罪判決書を隠して交付しない・こんな訴訟クレーマー紛いの記事をネット上で晒す被害を受けた。

#### (2) プライバシー権の侵害

被告は匿名性を通す原告に対して、何らの告訴事実も示さず、被告訴人とした原告の実名をネット上で晒している。

更に悪辣にも、被告が敵視する公党の党员であるとも、警察やネット上で流布している。

この目的とするところは、原告が連帯する検察・裁判所糾弾活動への分断破壊工作である、事実メンバーから真否の確認があった。

姦計被告からの有形無形の人権侵害は甚大であり、本訴訟を提起せざる得ない時間・経済的損失に怒りを募らせている。

#### (3) 名誉毀損

原告は被告と違い毀損される名誉も法的知識もないが、名誉毀損罪の違法性が阻却される要件、つまり形式的違法性と、実質的違法性の違い位は理解している。原告は、名誉毀損罪に基づく再度の投獄を避けるべく、被告とは言論の応酬を試みたが、以上のとおりに被告とは論争にならず、一方的に罵倒・恫喝を浴びせられている。

これらサイコパスとも思える被告・北詰敦司から、被る心的・物的損害は甚大でありその損失を金銭にすれば、60万円を下らない。

## 4 求釈明

被告は、ネット上で原告の氏名を挙げて、刑事告訴したと流布しているが、何時に何処に、どのような内容の告訴事実なのか。

さいたま地方裁判所・平成23年(ワ)376号事件、この被告・坪井隆作に対して、被告が原告を刑事告訴したとする、“告訴受理番号”を伝えて、坪井隆作の9回期の準備書面に記述させたのではないか。

以上、この二点を求釈明する。

甲第 号証

## 5 結語

原告が主張する刑事弾圧事件は、警察・検察・裁判所が仕組んだ職務犯罪であり非判決で懲役という非常上告事犯である。

6年前に、この偽装裁判の書証をネット公開した、多くのアクセスもあり、私人間の裁判沙汰の書証を公開するのは耐え難く、半年後にHPの閉鎖を宣言、虚偽告訴人らの動向を観察していたが、全く動揺する様子もなく、また周知されたと思う事件内容に何らの反応も視られない。

仕方なく再度のHP公開したところ、突然にHPが消される憂き目となった、ネットとは諸刃の剣であり、不正書証を挙げて主張するには大変な利器だが、個人情報の漏洩や誹謗中傷の攻撃には、人権人格を損なわれる怖さがある。原告は一日でも早くネットから離れたいと望んでいる。

公事三年の言葉のとおり、裁判沙汰などするものではない、まして野蛮な日本の刑事裁判も民事裁判も、法匪が操る偽装裁判が蔓延している。

この暗黒司法に身を委ねて、権謀熟策するのが被告である、この傍若無人の振舞いは権力の犬の証左でもある。

裁判被害者は、往々にして自分の傷しか見えない、事件は個々でも偽装裁判には共通した偽装手口が存在する、この構造腐敗を検証・追及する運動が求められるが、被告はこの連帯する裁判被害者を憎悪・敵対、誰彼構わず刑事告訴すると脅しを掛ける。

被告の異常な顕示欲・自己愛は他者の存在を認めない、この狂犬を打倒して裁判沙汰とは決別したい、またネット社会からも遠ざかりたい。

投獄から16年が過ぎて、やっと光明が見えてきた、最後の公益表現に鬼畜・被告を蘇生不能までに叩き潰して、幕を下ろせ、道化は終わった・・としたいもの。

以上

証拠方法

甲第1号証から、甲第12号証まで提出する。